

通学区間変更届

東京都立国際高等学校長 殿

担 任 確 認	(印)
------------------	-----

提出年月日	令和	年	月	日		
学年・組	第	学年	組	生徒証番号		
生徒氏名				保護者氏名	(印)	
通 学 区 間	変更前	線			駅 →	駅
		線			駅 →	駅
		線			駅 →	駅
		線			駅 →	駅
	変更後	線			駅 →	駅
		線			駅 →	駅
		線			駅 →	駅
		線			駅 →	駅
変更理由	転居 ・ 時間短縮 ・ 運賃が安くなる ・ 「駒場東大前」と「池ノ上」の相互変更 その他()					

1 申請にあたっての注意

- 1) 通学定期は、JR及び私鉄各社の規定により、「通学」を目的とした場合のみ割引が認められるものです。
- 2) 通学区間は、自宅の最寄駅(バス停含む)～学校の最寄駅「駒場東大前駅」又は「池ノ上駅」までとなります。
- 3) 次のことは、許可されません。
 - ① 「通学」の目的以外で通学路の変更をすることはできません。
 - ② 理由なく、迂回路を申請することはできません。
 - ③ 自宅及び学校の最寄り駅を跨いだ申請はできません。
- 4) 例外事項
 - ① 渋谷方面(「駒場東大前駅」)からの利用者については、朝の通学時間帯に踏切が開かないなどの登校に支障がある場合がある為、「池ノ上駅」経由の利用を認定しています。
 (「駒場東大前駅」利用者には、朝の登校時は「駒場野公園」内の遊歩道を利用するように指導しています。)

2 申請方法

- 1) 上記太枠内を記入し、保護者と担任の確認印をもらって来てください。
- 2) この申請書と一緒に「生徒証」を経営企画室の窓口に提出してください。

3 発行について

発行は、申請翌日の放課後以降に、再度「経営企画室」窓口まで「生徒証」を受け取りに来てください。

本件について、確認する。		
経営企画室長		担 当 者

生徒台帳	訂正
生徒証	訂正 ・ 再発行

処理年月日 令和 年 月 日